

伊那市立図書館雑誌スポンサー募集要項

伊那市立図書館では、図書館で購入する雑誌の購入代金を事業者のみなさんに負担していただくことにより、雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名と、裏面にスポンサー広告を掲載することができる雑誌スポンサー制度を導入しました。

広告の掲載を希望される方は、申込書に必要事項をご記入の上、伊那市教育委員会文化振興課伊那図書館までお申込みください。

記

1 申込先

〒396-0025

伊那市荒井3417番地2

伊那市教育委員会文化振興課伊那図書館

2 申込資格

申込資格を有する者は、法人及び住民自治団体等の公共的な活動を営む団体とします。ただし、次の各号に定める業種又は事業を営む者は除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種又はこれに類似するものに係る業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) 占い、運勢判断に関する業種
- (4) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (5) 債権の取立て、示談引受け等に関する業種
- (6) 各種法令に違反している者
- (7) 市税及び分担金、使用料その他の歳入に未納がある者
- (8) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (13) 社会上の問題となっているものに係る者
- (14) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告主としてふさわしくないと市長が認める者

3 雑誌スポンサー広告の掲載期間

雑誌の提供を開始していただいた月から1年間とします。

（例1）1月提供開始 → その年の12月まで表示

(例2) 3月提供開始 → 翌年の2月まで表示

4 雑誌スポンサーの対象雑誌

別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定していただきます。

雑誌リスト中、所蔵館の○は、本館＝伊那図書館・東春近＝春近郷ふれ愛館図書室・富県＝富県ふるさと館図書室・手良＝手良図書館・長谷＝長谷公民館図書室・美篤＝美篤きらめき館図書室・高遠＝高遠町図書館・西箕輪＝西箕輪ぬくもり館図書室 で所蔵していることを表します。

5 雑誌スポンサー広告の表示方法

広告は、スポンサー雑誌の最新号にカバーを付け、カバーの表面に雑誌スポンサー名を、カバーの裏面には雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示することができます。

(1) 雑誌スポンサー名の表示

- ア 規 格 縦4センチメートル程度 横13センチメートル程度
地は白色
- イ 貼付位置 雑誌表面
雑誌カバー底辺から4センチメートル程度上部の中央
- ウ 規格及び貼付位置は、雑誌により調整することがあります。

(2) 広告の表示

- ア 規 格 雑誌の縦横の寸法未満
- イ 貼付位置 雑誌裏面

(3) その他

- ア 雑誌の配架位置は市立図書館が決定します。
- イ 広告の原稿作成にかかる費用は広告主の負担とします。
- ウ 広告原稿の作成及び校正は広告主にて行っていただきます。
- エ 掲載を解除する場合、原状回復に必要な経費は広告主の負担とします。

6 雑誌スポンサー広告の内容

地域経済の健全な発展又は公共の福祉の向上に寄与するものであって、次の項目に該当するものは、掲載することができません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの

- (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告として不相当であると市長が認めるもの

7 申し込み方法

「雑誌スポンサー申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、掲載希望の広告案、会社の概要を添え、伊那図書館へ持参するか、郵送により提出してください。

8 広告の審査・決定

申込者の業務内容及び広告原稿等について審査を行い広告を決定します。
決定後、「覚書」(様式第2号)により覚書を締結していただきます。

9 募集時期

随時

10 支払方法

雑誌の購入代金およびお支払い方法は、直接雑誌の納入業者と協議してお支払いください。

11 その他

- (1) 申込みに際しては、「伊那市広告掲載要綱」「伊那市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」を御覧ください。

<お問合せ先>

〒396-0025 伊那市荒井 3417 番地 2

伊那市教育委員会文化振興課伊那図書館

担当 酒井淳一

電話：0265-73-2222 FAX：0265-76-7122

E-mail：bok@inacity.jp